

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番			

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	中 島 健 司 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

- 日程第 1 議第34号 専決処分の承認について
- 日程第 2 議第35号 専決処分の承認について
- 日程第 3 議第36号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

5 本日の会議に付した案件

- 日程第 1 から日程第 3 まで

追加日程 議長辞職の件
追加日程 議長の選挙
追加日程 副議長辞職の件
追加日程 副議長の選挙
追加日程 監査委員の選任について

午前 9 時00分 開会

議長（栗田利朗君） これより平成26年第 2 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1 番 江上聖司君、2 番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第34号 専決処分の承認について

議長（栗田利朗君） 日程第 1、議第34号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第34号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

平成26年 2 月10日午後 2 時36分ごろ、岐阜市内の国道21号線上において、町有自動車相手方自転車に接触し、負傷及び破損させた事故について、対物損害賠償に関しましては、第 1 回議会定例会において専決処分の報告をいたしたところでございますが、対人損害賠償に関し平成26年 4 月23日、地方自治法第179条第 1 項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第34号 専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

一昨年来から、議会からも再三にわたりまして御指摘、注意されておりながら、本日また、こうした御承認をお願いするに至りましたことをまずもっておわびを申し上げたいと思います。

事故の概要につきましては、先ほど町長から御説明申し上げたとおりでございますが、本件

につきましては、対物賠償と対人賠償の両方から対応をいたすということから、さきの第1回定例町議会におきましても、対物に係ります和解及び損害賠償の額につきまして専決処分いたしました旨、議会に御報告を申し上げたところでございます。

一方、対人賠償の扱いにつきましては、このたび相手方と対人損害賠償額35万5,249円を支払うことで和解・合意が得られ、直ちに示談書を取り交わす必要性があることから、去る4月23日になりますけれども、地方自治法第179条第1項の規定によりまして和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、ここに御報告、御承認をお願いするものでございます。

この4月から、私ども安全運転管理者に就任をいたしました。今回の事故も含めまして深く反省をいたし、今後こうした事故が起きないように、そしてまた繰り返しをいたさないように安全運転の指導を徹底してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第2 議第35号 専決処分の承認について

議長（栗田利朗君） 日程第2、議第35号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第35号 専決処分の承認についての提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条

例等の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日、これを専決処分いたしましたので、同条第3項に規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、住民課長及び税務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

住民課長（竹中敏明君） ただいま上程されました議第35号 専決処分の承認につきまして、私からは、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分の補足説明をさせていただきます。

今回、国民健康保険税に係ります改正は大きく2点でございます。国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減判定所得基準額の引き上げでございます。これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、4月1日に施行されるのに伴い、条例を改め、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

1点目の国民健康保険税の最高限度額については、地方税法施行令の規定により課税限度額が定められておりますが、今回の政令の一部改正によりまして、課税限度額が引き上げられております。後期高齢者支援金等課税額が現行14万円から16万円へ2万円の引き上げ、介護納付金課税額が現行12万円から14万円へ2万円の引き上げとなり、基礎課税額を含めた国民健康保険税の最高限度額が77万円から81万円へ4万円の引き上げとなりました。国の定めた法定限度額と同じ額に改め、被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るものでございます。

次に、2点目の国民健康保険税の軽減措置についてでございますが、世帯の所得が一定額以下の世帯を対象として、応益割分の均等割額及び平等割額について、2割、5割、7割の軽減を行っております。このうち、2割及び5割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準額を改正したものでございます。26年度からは、5割軽減の判定所得の算定において、被保険者の算出人数に世帯主を含めることとなります。2割軽減では判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を35万円から45万円に引き上げたものでございます。これにつきましても、政令の一部改正に基づきまして、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充を図るものでございます。

それでは、条文に入らせていただきますが、新旧対照表の1ページからごらんいただきますようお願いをいたします。

初めに、改正条例の第1条、第1項中の第153条でございますが、国民健康保険税に係る課税額が規定されております。第3項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額を14万円から16万円に、第4項では、介護納付金課税額の限度額を12万円から14万円に改めるものでございます。

次に、第172条第1項については、条ずれに係ります規定の整備を行うものでございます。

次に、第175条では、国民健康保険税の減額対象世帯の課税額が規定されており、減額後の

後期高齢者支援金等課税額の限度額を14万円から16万円に、減額後の介護納付金課税額の限度額を12万円から14万円に改めるものでございます。また、第2号では、5割軽減対象世帯の軽減判定所得基準額の算定において、被保険者の算出人数に世帯主を含めることとなったことから改めるものでございます。第3号では、2割軽減対象世帯の軽減判定所得基準額の算定において、被保険者の数に乘じる金額を35万円から45万円に改めるものでございます。

次に、4ページになります。

附則でございますが、第1条で施行期日を平成26年4月1日としております。また、第4条で国民健康保険税に関する経過措置といたしまして、新条例の規定は平成26年度以降の年度分について適用するとしております。

以上が改正部分の補足説明でございます。

また、平成26年度の課税につきましては、住民税、固定資産税が確定した後となりますので具体的な数字はまだわかりませんが、改正によります影響としまして、試算でございますが、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額超過世帯が、およそ35世帯ほど減少すると見込んでおります。5割軽減につきましては314世帯の増、2割軽減が31世帯の減、国民健康保険税の軽減額1,534万6,000円ほどの増額を想定しております。

なお、今回の改正により低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充を図るものでございますが、国民健康保険税の収入額が減額となります。一方、国、県、町の公費で軽減分を支援する制度でございます保険基盤安定負担金が増額となりますことから、国保財政に波及することなく、引き続き国民健康保険制度の安定した運営を図ってまいりますので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

税務課長（中村 桂君） ただいま上程されました議第35号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案説明にもありましたように、地方税法の一部を改正する法律等が去る平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることになりましたので、3月31日に垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいたところでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

議案並びに新旧対照表をごらんください。

初めに、附則第6条の2から第6条の5までの改正は、単に課税標準について定めるものであり、市町村の税条例にあえて定める必要がないとして削除されることになりました。

続きまして、附則第7条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例について、その適用期間を3年間延長し、平成30年度までとするものでございます。

次に、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について御説明させていただきます。

地方税法の改正により、公共の危害防止のために設置された施設及び設備に係る固定資産税

の課税標準額の特例措置について、適用期限が2年延長され、あわせて浸水防止用設備及びノンフロン製品に係る固定資産税の課税標準額の特例措置が新たに創設されました。これらの課税標準の特例割合は、地域決定型、地方税制特例措置導入により条例で定める割合とし、それぞれの対象資産の課税標準の特例割合は、汚水、排液処理施設については3分の1とし、また大気汚染防止法の指定物質排出抑制装置及び土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制装置については2分の1、浸水防止用設備については3分の2、ノンフロン製品については4分の3と定めるものでございます。

続きまして、附則第9条の3に追加された第9項につきましては、耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断を義務づけられた住宅を除く建築物について、現行の耐震基準に適合されるよう改修工事を行った場合において、固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告を定めたものでございます。

次に、附則第16条の2の改正は、有料宅地の造成等のために土地等の譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例について、その適用期限を3年間延長し、平成29年度分までとするものでございます。

続きまして、附則第18条の12第1項の改正につきましては、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定を明確にしたものでございます。また、同条の第2項は、地方税において移行、一般社団法人等に係る非課税措置が廃止されたことに伴い、削除するものでございます。

続きまして、第2条の改正につきましては、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例において、法律の改正にあわせて条例における条項を整理するものでございます。

続きまして、附則の補足説明に入らせていただきます。

第1条は、さきに御説明した条例改正の施行期日を定めたものであり、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2条の町民税に関する経過措置は、第2条第1項、個人の町民税に経過措置について新条例規定は、平成26年度以後の個人の町民税に適用し、平成25年度分までは従前の例によるものとしています。

第3条、固定資産税に関する経過措置は、第3条第1項、固定資産税の経過措置について新条例の規定は、平成25年度分までは従前の例によるものとしております。また、別段の定めといたしまして、第2項、附則第9条の2第1項の規定は、改正後の地方税法附則第15条第2項第1号に規定する施設または設備に対して、平成27年度以後の固定資産税に適用するものです。第3項、附則第9条の2第2項の規定は、改正後の地方税法附則第15条第2項第2号に規定する施設または設備に対して、平成27年度以後の固定資産税に適用するものです。第4項、附則第9条の2第3項の規定は、改正後の地方税法附則第15条第2項第3号に規定する施設または設備に対して、平成27年度以後の固定資産税に適用するものです。第5項、附則第9条の2第7項の規定は、改正後の地方税法附則第15条第37項に規定する設備に対して、平成27年度以後

の固定資産税に適用するものです。第6項、附則第9条の2第8項の規定は、改正後の地方税法附則第15条第38項に規定する機器に対して、平成27年度以後の固定資産税に適用するものでございます。第7項、附則第9条の3、9項の規定は、平成26年4月1日以降に耐震改修が行われた耐震基準適合家屋に対して、平成27年度以後の固定資産税に適用するものでございます。

以上、垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例のうち、税務課が所管する部分の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第3 議第36号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議長（栗田利朗君） 日程第3、議第36号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第36号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律、平成25年法律第79号の施行に伴い、職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

総務課長（早野博文君） 議第36号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、私どものほうから補足説明をさせていただきます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、公務において活躍することが期待されます地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をいたす配偶者と生活をともにすることを可能といたします休業制度を新設するため、本条例を制定いたすものでございます。

初めに、制定に至りました経緯について少し触れさせていただきますが、昨年の6月14日、閣議決定の日本再興戦略におきまして、女性の採用あるいは登用の促進や男女の仕事と子育て等の両立支援につきまして、まずは公務員から率先して取り組むこととされ、その具体策の一つといたしまして、配偶者の転勤等に伴います離職への対応が掲げられたところでございます。同年8月には人事院の意見を受けまして、国家公務員について配偶者同行休業制度を創設するための法律案が検討されたところでございます。

このたび地方公務員におきましても、公務員の休業に関する制度として、国と地方の権衡を図る観点から、配偶者同行休業制度を設けることとされたところでございます。

それでは、条文の中身の説明に入らせていただきます。議案の1ページをごらんいただきたいと思えます。

第1条、趣旨でございますが、地方公務員法第26条の6の規定に基づきまして、必要な事項を定める旨の趣旨についての規定でございます。

第2条につきましては、休業の承認についての規定を、第3条では、休業の期間でございますが、3年を超えない範囲内といたすものでございます。

第4条につきましては、対象となります配偶者が外国に滞在する事由について規定をいたしておりますが、外国での勤務のほかに6カ月以上にわたり継続して外国に住所を定めることが見込まれる者など、その事由等につきまして規定をさせていただいております。

次に、第5条につきましては、休業の承認の申請規定について定めております。

第6条では、休業の期間の延長でございますが、第3条にございます3年を超えない範囲内において期間の延長を申請することができる旨の規定をさせていただいております。

第7条につきましては、承認の取り消し理由等についての規定を、第8条は、職員の配偶者が亡くなった場合などの届け出義務等につきまして規定をさせていただいております。

第9条では、任期付採用及び臨時的任用でございますが、休業の申請に係ります期間中、補充要員といたしまして任期付採用または臨時的任用を行うことができる旨の規定をさせていただいております。

第10条につきましては、職務復帰後におけますところの号給の調整について規定をさせていただいておりますが、休業をいたしました職員が職務に復帰した場合におきまして、課内の他の職員との均衡上、必要があると認められるときにつきまして、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算いたしました期間を引き続き勤務したものとみなして、昇

給の場合に準じて、その者の号給を調整することができることを規定いたしております。

附則でございますが、お配りいたしております条例の新旧対照表の16、17ページをあわせてごらんになっていただきたいと思っております。

第1条では、公布の日から施行する旨の規定を、第2条では、垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、育児休業をすることができない職員に配偶者同行休業で採用した任期付採用職員等を加える旨の規定をさせていただいております。

第3条は、垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございますが、任命権者が報告しなければいけない事項に、第4号といたしまして、職員の休業に関する状況を新たに加える旨の規定でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

午前9時31分 休憩

午前9時39分 再開

副議長（木村千秋君） 再開いたします。

ただいま、議長 栗田利朗君から議長の辞職願が提出されました。

書記に辞職願を朗読いたさせます。

書記（喜多村裕子君） 辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。平成26年5月9日、垂井町議会副議長 木村千秋殿、垂井町議会議長 栗田利朗。

副議長（木村千秋君） お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程 議長辞職の件

副議長（木村千秋君） 議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

栗田利朗君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、栗田利朗君の議長辞職を許可することに決定しました。

〔 9 番 栗田利朗君入場着席 〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程 議長の選挙

副議長（木村千秋君） これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は12名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び副議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席の番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に1番 江上聖司君、12番 小林敏美君を指名いたします。両者の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔副議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票11票、無効投票1票。

有効投票中、栗田利朗君11票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、栗田利朗君が議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました栗田利朗君が議長におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、議長から挨拶があります。

〔9番 栗田利朗君登壇〕

9番（栗田利朗君） 皆さんの御支援のもと、議長の大役を引き受けることになり、その職務の重大さと責任の重さをひしひしと感じております。

一方、身に余る光栄と、議員各位はもちろん、町民の皆様に深く感謝、お礼を申し上げます。

私は、議会の円滑な運営に努め、開かれた議会、議会改革をできるところから進めていかなばと考えております。町民の皆様、議会、行政とがそれぞれの役割と責任のもと一体となり、協働のまちづくり、安心・安全のまちづくりと進めなければならないと考えております。町民の皆様の声を行政に届け、町民の負託にしっかりと応えていきたいと思っております。私も一生懸命頑張って進めてまいりたい。それにつきましては、皆様の御支援、御指導、御協力を心からお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

副議長（木村千秋君） これをもって、私の職務は終わりました。議長と交代いたします。

〔副議長 木村千秋君議長席をおり、議長 栗田利朗君議長席に着く〕

議長（栗田利朗君） しばらく休憩をいたします。

午前 9 時57分 休憩

午前10時29分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

ただいま副議長 木村千秋君から副議長の辞職願が提出されました。

書記に辞職願を朗読いたさせます。

書記（喜多村裕子君） 辞職願。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるよう願い出ます。平成26年5月9日、垂井町議会議長 栗田利朗殿、垂井町議会副議長 木村千秋。

議長（栗田利朗君） お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 副議長辞職の件

議長（栗田利朗君） 副議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

木村千秋君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、木村千秋君の副議長辞職を許可することに決定しました。

〔 8 番 木村千秋君入場着席 〕

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程 副議長の選挙

議長（栗田利朗君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は12名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席の番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に2番 中村ひとみ君、11番 丹羽豊次君を指名いたします。両者の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票12票、無効投票はありません。

有効投票中、藤埴理君7票、小林敏美君4票、木村千秋君1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、藤埴理君が副議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました藤埴理君が議長におられますので、本席から垂井町議会会

議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長から挨拶があります。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） ただいま副議長に選出をいただき、まことにありがとうございます。

大変身の引き締まる思いでこの壇上に立たせていただき、御挨拶をいただきますことをまことに厚く御礼申し上げます。

垂井町はたくさんの課題を抱えておりますが、一つ一つ議長を補佐しながら、しっかりと全身全霊を込め職責を全うしていきたい、そのように考えております。今後とも議員各位のお力添えをいただきながら、垂井町議会、しっかりと協働のまちづくりを進めていくために頑張っ
てまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたしまして、私の就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（栗田利朗君） しばらく休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午後1時14分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

お諮りいたします。

町長 中川満也君から、議第37号 監査委員の選任についてが提出されました。

この際、議第37号 監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることにいたしたい
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議第37号 監査委員の選任についてを日程に追加し、
議題とすることに決定しました。

追加日程 議第37号 監査委員の選任について

議長（栗田利朗君） 議第37号 監査委員の選任についてを議題といたします。

〔12番 小林敏美君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第37号 監査委員の選任について、提案理由を御説明申し
上げます。

議員のうちから選任した監査委員 藤墳理氏が、本日をもって退職されたことに伴い、その
後任として小林敏美氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意
を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔12番 小林敏美君入場着席〕

しばらく休憩をいたします。

午後 1 時16分 休憩

午後 1 時17分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に総務産業建設委員会、議会運営委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われました結果、総務産業建設委員長に角田寛君、同副委員長に広瀬文典君、議会運営副委員長に角田寛君が互選されましたので、報告いたしておきます。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成26年第2回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午後 1 時18分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

垂井町議会副議長 木 村 千 秋

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み